

娯楽施設利用税の改定

平成24年1月1日より、県税当局の決定により下記の通りゴルフ利用税の改定となります。

記

改訂前・・・¥900
↓
改訂後・・・¥800

尚、満70歳以上の方、18歳未満の方、又は、身障者の方は免除となりますので、証明書をご提示の上、所定の非課税署名簿に、ご署名願います。